

ソフトウェア共済事故 事例集

これらの事例は一例です。個々の事故については以下の流れで処理しています。
 事故報告書を提出 → 共済会事故審査委員会にて事故認定の可否及び認定金額の査定を行う
 → 年度末に1年間の事故査定額をもとに共済対象額を決定 → 5月末日までに支払を完了

事例1 プログラムミスの事故

状況

客先に税務調査が入り、システムの消費税計算に誤りがあり、過小徴収していたことが発覚した。客先からは、プログラムの修正はもとより、当該システム導入時から発覚時までの徴収漏れ消費税額の賠償を請求された。

原因

プログラムのバグ



対応

プログラムの修正に要する費用は、ベーシック補償共済、ならびに特約補償共済の対象となります。

しかし、損害賠償費用は共済の対象となりません。

ベーシック補償共済 ○

特約補償共済 ○

ベーシック補償共済 ×

特約補償共済 ×

事例4 ウイルスの感染事故

状況

客先のパソコンがウイルスに感染してしまい、システムのデータが破壊されてしまった。

原因

コンピュータウイルスの感染



対応

ウイルスの感染やファイル共有ソフト等、第三者からの障害によるものは共済の対象とはなりません。

ベーシック補償共済 ×

特約補償共済 ×

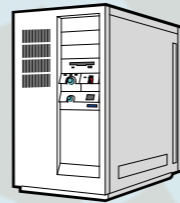
事例3 操作ミスによる事故

状況

客先にて保守作業を実施中、謝ってハードディスクを損傷させてしまった。その結果、記憶されていたプログラムやデータがすべて消滅してしまい、ハードディスクの修理とプログラムの再インストール、データの再入力を行わなければならなくなった。

原因

作業員の操作ミス



対応

プログラムの再インストール費用、データの再入力費用がベーシック補償共済、ならびにの特約補償共済対象となります。

また、ハードディスクの修理費用は、特約補償共済の対象ユーザーであれば共済の対象となります。

ベーシック補償共済 ○

特約補償共済 ○

ベーシック補償共済 ×

特約補償共済 ○

事例2 客先の倒産事故

状況

システムを納入した客先が倒産し、代金の回収が不能となった。

原因

客先の倒産



対応

客先の倒産は自社の責任ではないので共済の対象とはなりません。

ベーシック補償共済 ×

特約補償共済 ×

事例5 プログラムミスの事故

状況

データのコンバート作業を実施して旧システムから新システムへの移行を行ったところ、数日後、一部データのコンバートが実行されていなかったことが発覚した。コンバートプログラムのミスであることが分かり、それを修正して再度コンバートを実施したが、新システム稼働後のデータを再入力する必要が生じ、アルバイトを雇って再入力を行った。

原因

自社のデータコンバートプログラムのミス



対応

プログラムミスが原因なので、プログラムの再作成費用、データの修復費用が共済の対象となります。具体的には、データコンバートプログラムの再作成費用、データの再入力費用（アルバイト費用含む）がベーシック補償共済、特約補償共済共済の対象となります。なお、データの再入力作業費用は、作業費算出基準（右表参照）に定める額が上限となります。

ベーシック補償共済 ○

特約補償共済 ○

作業費算出基準

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 作業工数単価 | 1時間 3,750円 |
| (2) 作業工数金額基準 | 30分単位 |
| (3) 交通費 | 新幹線、航空機、列車、船舶の実費運賃 |
| (4) 宿泊費 | 1泊7,000円以下の実費 |
| (5) 日当 | 1日3,000円（日帰りは半額） |

※交通費、日当の支給対象は、片道100km以上移動した場合のみとし、基点は作業者が通常勤務する作業場所とする。また、損傷を修復する場所までの距離算出は、交通網の最短距離にて行う。営業費用は共済金支給の対象外とする。

参考

事例6 火災事故

状況

客先で火災（ボヤ）が発生し、パソコンが不稼働となった。新しいパソコンを購入し、以前のプログラムの再インストールとデータの修復・再入力を行わなければならなくなった。

原因

火災



対応

地震や台風などと同じように、火災も補償の対象とはなりません。

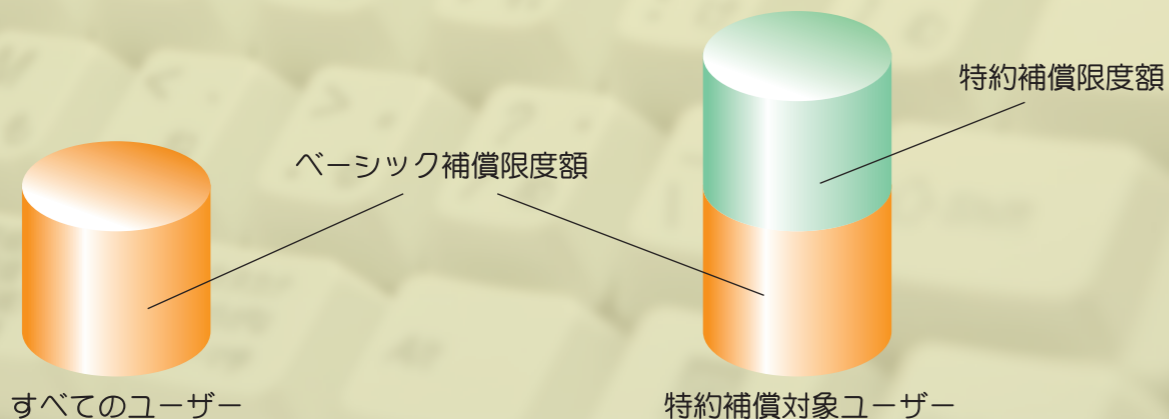
ベーシック補償共済 ×

特約補償共済 ×

ソフトウェア共済制度のスキーム

ベーシック補償共済 …… ソフトウェア共済に加入している会員のすべてのユーザーが対象です。毎月一定の掛金（ベーシック補償共済掛金）を支払うことによってすべてのユーザーが補償されます。

特約補償共済 …………… 予め申告した特定のユーザーに対して、ベーシック補償共済の枠に上乗せする形で手厚く補償することができる共済です。ベーシック補償共済では対象外のハードウェア事故（ユーザーの設備も含む）も補償の対象となります。



共済金支払額の決定まで

毎年の総会にて当該年度のベーシック補償共済と特約補償共済の補償額の上限額を決定します。年度末(3月)に当該年度に発生した事故の査定額^(※1)をベースに共済上限額を按分計算し、各社毎のベーシック補償共済対象額^(※2)を算出します。特約共済がない場合、これで支払われる共済金が確定します。

特約補償共済の対象ユーザーの場合、ベーシック補償共済でまかなえないベーシック補償共済対象額と査定額との差^(※3)、並びにベーシック補償共済で対象外となっているハードウェア事故を補償の対象とし、共済限度額を按分計算して特約補償共済対象額^(※4)を算出します。ベーシック補償共済で計算された共済対象額との合計額が支払われる共済金^(※5)となります。

【共済金の計算例】

(単位：万円)

	A社	B社	C社	D社
補償内容	ベーシック補償 + 特約補償に加入	ベーシック補償 のみ	ベーシック補償 + 特約補償に加入	ベーシック補償 + 特約補償に加入
事故の種類	ソフトウェア事故	ソフトウェア事故	ソフトウェア事故	ハードウェア事故
査定額 (※1)	100	200	300	100
ベーシック補償の対象額	100	200	300	0
ベーシック補償共済額の上限	200			
ベーシック補償の共済対象額 (※2)	33	67	100	0
査定額との差 (※3)	67	133	200	0
特約補償の対象	67	0	200	100
特約補償共済額の上限	100			
特約補償の共済対象額 (※4)	18	0	54	27
支払い対象となる共済金の合計 (※5)	51	67	154	27

☞ 左例では共済上限額はベーシック補償共済 200万円、特約補償共済 100万円としております。

☞ 会員からの申請に基づき事故審査委員会が査定した共済の対象とする金額

☞ 共済上限額を申請のあったすべての案件で按分します。

☞ ここからは、特約補償共済を掛けているユーザーでの事故のみが対象となります

ソフトウェア共済制度

ソフトウェア共済とは、ソフトウェアの偶発的な事故により被った損害を補填するための共済制度で、JIA 日本情報振興協同組合の組合員で、本共済会に出資会員として加入している会員を対象とした共済制度です。

具体的には、

『ユーザーとの契約に基づく仕様を満足することができなくなった場合、そのソフトウェアの再作成、修理に要する費用』

『共済会員の作業上の事故によって、当該ソフトウェアが直接管理するデータが消滅、棄損した場合の、そのデータの再作成、修復に要する費用』

などが共済金として支払われる制度です。

入会資格 日本情報振興協同組合の組合員であること

会員種別 出資会員…出資金（50,000円）を出資した会員
一般会員…入会金（10,000円）を支払った会員

出資金 50,000円（退会時に返還します。但し、平成23年度以降の退会者のみ）

入会金 10,000円（但し、出資金を支払う場合は不要。退会時に返還しません）

ソフトウェア共済制度を利用できるのは出資会員のみです。

共済掛金

ベーシック補償共済掛金 すべてのユーザーを共済の対象とするベーシック補償共済の掛金です。

(2011年度現在 8,000円/月)

特約補償共済掛金 指定した特定のユーザーのみを対象として補償内容を手厚くした特約補償共済の掛金です。

(2011年度現在 1ユーザーあたり 5,000円/年)